

有価証券上場規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、業務規程第1条の3第4項の規定に基づき、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち競争売買市場（J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第2条第7号に規定する競争売買市場をいう。以下同じ。）における有価証券の上場申請及び上場審査、上場有価証券の管理、変更上場、所属部の指定及び指定替え、上場廃止その他上場有価証券に関する必要な事項を定める。

- 2 この規程のうち、次項に掲げる規定以外の規定の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。
- 3 この規程のうち、第2条から第4条まで、第7条から第12条の3の2まで、第12条の3の4（第1項を除く。）、第12条の3の5（第4項を除く。）、第12条の4、第14条の2から第17条まで（第16条第2項及び第3項並びに第16条の2第2項及び第3項は除く。）及び第22条から第24条の規定の変更は、自主規制委員会の決議により行う。
- 4 この規程のうち、第12条の3の4第1項の規定の変更にかかる第2項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。

（社会資本整備市場）

第1条の2 本所は、本所の市場において、社会資本の整備に資するこ

とを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第1項に規定する公共施設等その他社会基盤となる施設の整備等に関する事業のうち特定のプロジェクト(以下「特定事業」という。)を専門に行うために設立されたプロジェクト事業会社が発行する有価証券に係る上場制度を設ける。

- 2 前項に定める上場制度に基づき上場する有価証券に係る市場は、社会資本整備市場と称する。

(申請による上場)

第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。この場合における上場申請に係る株券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。)を含む。以下同じ。), 優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)及び外国株預託証券等(外国株預託証券(外国株券に係る権利を表示する預託証券(法第2条第1項第20号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又は外国株信託受益証券(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券であるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。

- 2 本所に上場している株券、優先出資証券又は外国株預託証券等の発行者(以下「上場会社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(本所が定めるものに限る。)によって設立される会社(外国会社(外国株券又は外国株預託証券等の発行者をいう。以下同じ。)及び協同組織金融機関(優先出資法に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)が発行する有価証券については、その

設立前（当該上場会社の当該新設合併，株式移転又は新設分割に係る株主総会（優先出資証券の上場を申請する場合にあっては，普通出資者総会（優先出資法に規定する普通出資者総会をいう。以下同じ。）。ただし，優先出資者総会（優先出資法に規定する優先出資者総会をいう。以下同じ。）の決議が必要な場合は，普通出資者総会及び優先出資者総会）の決議後に限る。）においても上場申請できることとし，当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は，当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は，本所が定めるところによるものとする。

3 前2項の規定は，国債証券，株券及び外国株預託証券等のうち法第125条の上場命令に基づき上場する株券及び外国株預託証券については，適用しない。

第2章 有価証券の新規上場

（新規上場申請手続）

第3条 新規上場申請者（本所の市場に有価証券が上場されていない発行者が，有価証券の上場を申請しようとする場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は，次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 上場申請に係る有価証券の銘柄，種類，発行数，額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数。ただし，上場申請に係る有価証券が外国株預託証券等である場合には，銘柄，種類，1外国株預託証券等に権利が表示される外国株券の数，発行数，外国株預託証券等に表示さ

れる権利に係る外国株券の銘柄並びに預託機関等（外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託機関をいい，外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る受託者（信託法（平成18年法律第108号）第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいう。以下同じ。）の名称及び所在地とする。

- (3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券（法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（以下「預託証券」という。）を除く。）の銘柄，種類，発行数，額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (4) 上場申請に係る有価証券及び新規上場申請者が発行者であるその他の有価証券の発行登録の内容
- (5) 上場申請日以降の日に，上場申請に係る株券若しくは優先出資証券（当該株券又は優先出資証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）若しくは外国株預託証券等（当該外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券を含む。）の公募（一般募集による新株若しくは優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）又は株券若しくは優先出資証券に係る権利を表示する預託証券の発行又は処分をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場申請に係る株券の上場のための数量制限付分売を行うときは，その旨
- (6) 社会資本整備市場への上場を申請する場合には，その旨
- (7) 上場申請に係る株券（外国株券を除く。）についての指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債，株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する事項
- (8) 上場申請に係る株券（社会資本整備市場への上場申請に係る株券及び外国株券を除く。）の市場第一部銘柄への指定を申請する場合には，その旨

(9) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第6号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会（優先出資証券の上場を申請する場合には、取締役会に相当する業務執行を決定する機関をいう。以下この規程において同じ。）の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、取締役会において上場申請を決議したことを証する書面

(2) 新規上場申請者の登記事項証明書

ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。

(3) 定款の写し

(4) 新規上場申請者の商号、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した直前事業年度（上場申請日の属する事業年度の前事業年度をいう。以下この章において同じ。）に関する「上場申請のための有価証券報告書」2部

(5) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

(6) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の取引参加者（当該新規上場申請者が内国会社（社会資本整備市場への上場を申請する者を除く。）である場合には、取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者又は同条第4項に規定するIPO取引参加者をいい、社会資本整備市場への上場を申請する内国会社又は外国会社である場合には、現物取引参加者をいう。）（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した

次の a 及び b に掲げる書類

- a 本所所定の「推薦書」
- b 本所所定の「確認書」

(7) 新規上場申請者が外国会社である場合には、次の書類

- a 有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書
- b 上場申請に係る有価証券が、当該外国会社の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国の金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている場合には、当該外国の金融商品取引所等における上場申請に係る有価証券の流通の状況に関する書面
- c 有価証券上場申請書に記載された代表者が、当該有価証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面
- d 上場申請に係る有価証券の見本。ただし、当該有価証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合には、当該見本の添付を要しないものとする。

(8) 上場申請に係る内国株券（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第20条の3 第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面

(9) 外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、次の書類

- a 上場申請に係る外国株預託証券等に関する預託契約等（外国株

預託証券については当該外国株預託証券に係る預託契約をいい、
外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る信
託契約をいう。以下同じ。) その他の契約を証する書面の写し

- b 上場申請に係る外国株預託証券等に関する預託機関等が本所
が必要と認める事項について同意していることを証する書面の写
し

(10) その他本所が必要と認める書類

- 3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項の規定の
適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請
書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に
定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当
する新規上場申請者

- a 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に掲げる書類
b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の
末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所
定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」
c その他本所が必要と認める書類

(2) 株券上場審査基準第4条第3項第2号及び第4号に該当する新規
上場申請者

- a 前項第1号、第3号及び第7号並びに前号bに掲げる書類
b 上場申請に係る外国株券若しくは当該外国株券に係る権利を
表示する外国株預託証券又は上場申請に係る外国株預託証券若し
くは当該外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券が、
外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されるこ
とが明らかであることを証する書面
c その他本所が必要と認める書類

- 4 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前2項に

定める添付書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会、監査役会又は株主総会（優先出資証券の上場を申請する場合にあっては、普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合を含み、委員会設置会社にあっては、同第2条第12号に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。）には、その議事録の写し（同第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあっては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

(2) 経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合には、その報告書

(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各1部

a 有価証券届出書（法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合

を含む。)の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあっては、当該書類及びその補足書類)及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。以下同じ。)(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書(変更通知書を含む。)及びその添付書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)
- d 届出目論見書(届出仮目論見書を含む。)

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し

各 1 部

- a 発行登録書(訂正発行登録書を含む。)及びその添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)
- b 発行登録効力発生通知書
- c 発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)
- d 発行登録目論見書(発行登録仮目論見書を含む。)及び発行登録追補目論見書
- e 発行登録取下届出書

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し各 1 部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)(以下「開示府令」という。)第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)でない外国会社以外である場合には、aからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

- a 有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
- b 半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）
- c 四半期報告書（法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正四半期報告書を含む。）
- d 臨時報告書（法第24条の5第4項（法において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書（同条第15項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該臨時報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正臨時報告書を含む。）
- e 自己株券買付状況報告書（訂正自己株券買付状況報告書を含む。）
- f 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。），公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）
- g 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）
- g の 2 対質問回答報告書（訂正対質問回答報告書を含む。）

h 大量保有報告書（訂正大量保有報告書を含む。）及び変更報告書（訂正変更報告書を含む。）

i 内部統制報告書（法第24条の4の4第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する内部統制報告書（同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正内部統制報告書を含む。）

(6) 新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出された場合には、当該提出者から送付を受けた書類の写し

a 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）

a の2 対質問回答報告書（訂正対質問回答報告書を含む。）

b 大量保有報告書（訂正大量保有報告書を含む。）及び変更報告書（訂正変更報告書を含む。）

(7) 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）の写しの送付を受けた場合には、その写し

(8) 相互会社（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社をいう。）から株式会社への組織変更を行う場合には、本所が必要と認める書類

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申

請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする（次号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

(2) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(3) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、

新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

- (1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの
- (2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8 新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。）は、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項

の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るもの を除く。)について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」 , 「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書(特定事業会社にあ っては、中間監査概要書を含む。以下同じ。)」各1部を提出するもの とする。

- 9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所が定める財務計算 に関する書類について、本所が定めるところにより公認会計士又は監 査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を 添付するものとする。
- 10 前各項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、国内の他の金融商 品取引所に上場する株券の発行者である場合には、当該新規上場申請 者が提出すべき書類の一部を省略することができる。
- 11 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に 対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出 その他上場審査に対する協力を求めるものとする。
- 12 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る有価証券の上場を承認し た場合には、第2項から第9項までに掲げる書類のうち本所が必要と 認める書類を提出し、本所が当該有価証券の上場について公表した後、 当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類 のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供するこ とに同意するものとする。
- 13 第2項第6号に規定する推薦書を作成する幹事取引参加者は、新規 上場申請者がその発行する有価証券の上場を申請するに当たって、推 薦金融商品取引業者としての参考資料(幹事取引参加者が新規上場申 請者の推薦に当たり留意した事項、主な指摘事項又は問題点並びに新 規上場申請者の対応について記載した書面をいう。)を提出するものと する。

(上場申請に係る宣誓書)

第3条の2 株券（社会資本整備市場への上場を申請する新規上場申請者にあっては、債券を含む。）の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(申請の不受理)

第4条 本所は、新規上場申請者が、本所が別に定める場合に該当するときには、上場申請を受理しないものとする。

第5条 削除

(上場審査料)

第6条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。ただし、第7条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

(株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の新規上場審査)

第7条 新規上場申請者から上場申請のあった株券（次条の規定の適用を受ける株券及び社会資本整備市場に上場申請のあった株券を除く。）、優先出資証券及び外国株預託証券等の審査は、別添「株券上場審査基準」によるものとする。

(予備申請)

第7条の2 株券、優先出資証券又は外国株預託証券等（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者

(株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける者を除く。)は、当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日から起算して3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、上場申請の予備的申請(以下「予備申請」という。)を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、前条に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第3条第11項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。
- 4 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

(社会資本整備市場の新規上場審査)

第7条の3 新規上場申請者から社会資本整備市場に上場申請のあった株券、優先株及び社債券(転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)の審査は、別添「社会資本整備市場上場審査基準」によるものとする。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第7条の4 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式(優先出資を含む。)の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式の割当の方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国株券等に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募、株主割当又は優先出資者割当以外の方法をいう。以下

同じ。)による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいい,募集優先出資を含む。以下同じ。)の割当等については,本所が定める規則によるものとする。

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第7条の5 株券(社会資本整備市場への上場を申請する新規上場申請者にあっては,債券を含む。),優先出資証券又は外国株預託証券等の上場を申請する新規上場申請者は,本所が当該有価証券の上場を承認した場合には,次の各号に定める書類を提出し,第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (1) 本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書
- (2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。),同条第6項に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第7条の6 株券(外国株券を除き,社会資本整備市場への上場を申請する新規上場申請者にあっては,債券を含む。)の上場を申請する新規上場申請者は,本所が当該株券の上場を承認した場合には,当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し,当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場契約)

第8条 本所が有価証券を上場する場合には,当該上場申請に係る有価証券(上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。)の発行者は,

本所所定の上場契約書を提出するものとする。

- 2 前項による上場契約は、当該有価証券の上場日にその効力を生ずるものとする。
- 3 本所は、当該有価証券の上場日にその銘柄等の所要事項を上場有価証券原簿に記載する。
- 4 その発行する株券又は外国株預託証券等が株券上場廃止基準第2条第1項第18号に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券又は外国株預託証券等と引換えに交付される株券又は外国株預託証券等が第10条第2項の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券又は外国株預託証券等が上場されるまでの間、上場株券又は上場外国株預託証券等の発行者とみなす。

第3章 新株券等の上場及び上場有価証券の変更上場

(新株券等の上場申請手続)

第9条 本所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 上場申請に係る有価証券（外国株預託証券等を除く。）の銘柄、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (2) 上場申請に係る外国株預託証券等の銘柄、種類、1外国株預託証券等に権利が表示される外国株券の数及び発行数並びに外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券に関する前号に掲げる事項
- (3) 上場申請に係る有価証券の募集又は売出しの条件に関する事項
- (4) 上場申請に係る有価証券の所有者別及び所有数別の分布状況

- (5) 上場申請に係る有価証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券又は外国株預託証券等である場合には、当該株券又は外国株預託証券等の内容に関する事項
- 2 本所は、前項の規定により上場申請のあった有価証券の発行者が社会資本整備市場に係る上場制度に基づき上場する有価証券の発行者である場合には、当該上場申請は社会資本整備市場への上場申請とみなす。

(新株券等の上場)

第10条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類のものである場合、本所の上場優先出資証券の発行者が新たに発行する優先出資証券である場合又は本所の上場外国株預託証券等の発行者が発行者である外国株預託証券等（上場外国株預託証券等に係る預託契約等により発行されるものに限る。）である場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 上場内国会社が有償株主割当により新たに発行する内国株券（優先出資証券を含む。）のうち本所が定めるものは、発行日取引により上場する。
- (2) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券（優先出資証券を含む。この項において同じ。）と権利関係を異にするものが、本所が定める基準に適合するときは、その発行されたときに上場株券に追加して上場する。
- (3) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異なるものが、前号の規定により上場されない場合には、その権利関係が同一となったときに、上場株券に追加して上場する。
- (4) 前3号に定めるところによるほか、上場会社が新たに発行する株

券は、原則としてその発行されたときに、上場株券に追加して上場する。

(5) 本所の上場外国株預託証券等の発行者の発行する新株券に係る権利を表示する外国株預託証券等については、当該新株券が払込済普通株式であって、かつ、上場外国株預託証券等に表示される権利に係る株券と権利関係が同一である場合又は同一となった時に上場外国株預託証券等に追加して上場するものとする。ただし、本所の上場外国株預託証券等の発行者の発行する新株券に係る権利を表示する外国株預託証券等のうち上場外国株預託証券等に表示される権利に係る株券と権利関係を異にする新株券に係る権利を表示するものについては、当該新株券が払込済普通株式であって、当該外国株預託証券等が本所が定める基準に適合している場合に上場するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により上場申請のあった有価証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。
- 3 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。
- 4 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、本所が定める確約書を提出するものとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第11条 上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数等を変更しようとするときは、本所所定の有価証券

変更上場申請書を提出するものとする。

2 本所は、第9条又は前項の規定に基づく上場申請により当該有価証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

第4章 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第12条 上場有価証券の発行者は、適時開示等規則に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報(以下「会社情報」という。)の適時開示等を行うものとする。

(第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等に関する取扱い)

第12条の2 上場会社が行う第三者割当等により割り当てられた募集株式(募集優先出資を含む。)の譲渡の報告等については、本所が定める規則によるものとする。

第4章の2 企業行動規範

(企業行動規範)

第12条の3 上場会社は、企業行動規範に関する規則に定めるところにより、適切な企業行動等を行うものとする。

第4章の3 上場市場の変更

(上場市場の変更)

第12条の3の2 JASDAQに上場する有価証券の競争売買市場への上場市場の変更は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。

- 2 上場市場の変更を申請する者(以下「上場市場変更申請者」という。)は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券(受益証券を除く。)について上場市場の変更申請を行うものとする。
- 3 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場の変更申請書」を提出するものとし、JASDAQからの上場市場変更申請者が、上場市場の変更申請に係る株券(JASDAQに上場されている外国株券を除く。)の市場第一部銘柄の指定を申請する場合には、当該申請書にその旨を併せて記載するものとする。
- 4 第3条第2項(第1号、第4号から第7号まで及び第10号に限る。)、第7項及び第13項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、「上場後」とあるのは「上場市場の変更後」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 5 第3条第11項の規定は、上場市場の変更審査について準用する。
- 6 上場市場変更申請者は、上場市場の変更の申請を行う時に、本所所定の上場市場の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。
- 7 本所は、上場市場変更申請者が、本所が別に定める場合に該当するときには、上場市場の変更申請を受理しないものとする。

(上場市場の変更審査料等)

第12条の3の3 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。ただし、第12条の3の5の規定に基づき上場市場の変更予備申請を行った上場株券について、上場市場の変更予備申請書に記載した上場市場の変更申請を行おうとする日の属する事業年度（上場市場の変更申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に上場市場の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料を納入することを要しない。

(上場市場の変更審査)

第12条の3の4 株券の上場市場の変更審査は、株券上場審査基準第2条及び第4条（第1項第8号の2及び第10号を除く。）を準用するものとする。この場合において、第4条中「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項の審査により上場市場の変更申請に係る株券の上場市場の変更を適当と認めた場合には、本所は、当該発行者が発行者であるすべての上場有価証券につき上場市場の変更を行う。
- 3 本所は、前項の規定により上場市場を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場市場の変更予備申請)

第12条の3の5 上場市場の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、上場市場の変更を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請書」及び上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場市場の変更申請の予備的申請（以下「市場変更の予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により市場変更の予備申請が行われた場合には、本所は、前条第1項の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第3条第11項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。
- 4 市場変更の予備申請を行う者は、本所が定める金額の市場変更の予備審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

(申請によらない上場市場の変更)

第12条の4 前3条の規定にかかわらず、本所は、必要と認めた場合には、上場有価証券の上場市場の変更を行うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第5章 上場株券の所属部の指定及び指定替え

(市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等)

第13条 上場株券（優先出資証券、外国株券、外国株預託証券等及び社会資本整備市場に上場されている株券を除く。以下この条において同

じ。)又は上場申請に係る株券の市場第一部銘柄への指定は，当該株券の発行者からの申請により行い，申請のあった株券の審査は，別添「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」によるものとする。

- 2 上場株券の発行者が，当該上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請しようとするときは，本所所定の「上場株券の市場第一部銘柄への指定申請書」を提出するものとする。
- 3 第1項の場合において，当該株券の発行者は，本所が必要と認める書類を提出するとともに，本所は，市場第一部銘柄への指定のため必要と認めるときには，当該株券の発行者に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他市場第一部銘柄への指定に対する協力を求めることができるものとする。
- 4 上場株券の発行者が，第1項の規定に基づく申請をするときは，前項に規定する書類のうち本所が定める財務計算に関するものについて，公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。
- 5 新たに本所の上場株券の発行者となった者の発行する株券は，第1項により市場第一部銘柄に指定されるものを除き，市場第二部銘柄に指定する。
- 6 上場株券の発行者が，当該上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えを申請しようとするときは，本所所定の「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え申請書」を提出するものとし，申請によらない市場第一部銘柄の市場第二部銘柄への指定替えを行う場合には，別添「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」により行う。
- 7 上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請する者は，当該申請を行う時に，本所所定の上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書を提出するものとする。
- 8 第1項から第4項まで及び前項の規定にかかわらず，本所が適当と

認める場合には、別添「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」により、上場株券又は上場申請に係る株券を市場第一部銘柄に指定できるものとする。

(市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等の予備申請)

第13条の2 市場第一部銘柄への指定の申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、市場第一部銘柄への指定の申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場株券の市場第一部銘柄への指定予備申請書」及び市場第一部銘柄への指定の申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、市場第一部銘柄への指定の申請の予備的申請（以下「一部指定の予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により一部指定の予備申請が行われた場合には、本所は、別添「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第3条第11項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(新株券等の所属部)

第14条 新株券又は新株予約権証券（優先出資証券、外国株券、外国株預託証券等及び社会資本整備市場の上場株券を除く。）は、当該新株券又は新株予約権証券を発行する当該上場会社の既に上場されている株券の所属部と同一とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項の適用を受けて上場した株券（株券上場廃止基準第2条第2項第18号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。）は、当該株券と引換えに上場

廃止となった株券の所属部と同一とする。

第5章の2 措置等

(適時開示等に係る改善報告書の提出)

第14条の2 本所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることができる。

- (1) 上場会社が、適時開示等規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合
- (2) 上場会社が、企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合
- 2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。
- 3 上場会社は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。
- 4 本所は、上場会社が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書（第2項の規定により、その内容が明らかに不十分と認められた改善報告書を除く。）を公衆の縦覧に供するものとする。

(改善状況報告書等の提出)

第14条の3 前条第3項（第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状

況及び運用状況を記載した報告書（以下「改善状況報告書」という。）の提出を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本所は、前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社に対して、当該改善報告書の提出から5年が経過するまでの間、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めるときは、改善状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 上場会社は、前項の規定により改善状況報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善状況報告書の提出を行わなければならない。
- 4 本所は、上場会社が第1項又は前項の規定により改善状況報告書を本所に提出した場合は、当該改善状況報告書を公衆の縦覧に供するものとする。
- 5 前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- 6 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該発行者に対して改善報告書の提出を求めることができる。
 - (1) 第1項又は第3項に規定する改善状況報告書を速やかに提出しない場合において、本所が相当の期間を設けて定める提出期限までに提出しないとき。
 - (2) 第1項又は第3項の規定により提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると本所が認める場合
 - (3) 前項の規定に基づく報告を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるとき。
- 7 前条第2項から第4項までの規定は、前項の改善報告書について準用する。

(書類の提出等に係る改善報告書の提出)

第14条の4 本所は、上場会社が適時開示等規則第3章の規定に基づく書類の提出を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対してその経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

- 2 第14条の2第2項及び第3項の規定は、前項の報告書について準用する。

(第三者割当の確約等に係る改善報告書の提出)

第14条の5 本所は、上場会社が第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第2条の規定に基づく確約及び同規則第3条の規定に基づく書面の提出等を適正に行わなかった場合には、当該上場会社に対して、その経過及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

- 2 本所は、上場会社が前項の規定により同項の報告書を本所に提出した場合において本所が必要かつ適当であると認めるときは、当該報告書を公衆の縦覧に供することができる。

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第14条の6 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときには、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

- (1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、第11号、第12号又は第19号（社会資本整備市場上場会社にあっては社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第10号の2、第12号、第13号又は第20号をいう。）に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

- (2) 第14条の2第3項（第14条の3第7項において準用する場合を含む。）の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと本所が認めた場合
- 2 前項の規定により、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。
- 3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。
- 4 第1項の規定により特設注意市場銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

（開示注意銘柄の指定及び指定解除）

第14条の7 本所は、上場会社が適時開示等規則第2章の規定に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認めるときは、上場会社が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄を開示注意銘柄に指定する。この場合には、本所はその旨及び指定の理由を公表するものとする。

2 本所は、当該上場会社により当該事実が開示された場合又は本所が第14条の2第1項に規定する報告書の提出を当該発行者に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、本所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。

(適時開示等に係る公表措置等)

第14条の8 本所は、次の各号に掲げる場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表すること（以下「公表措置」という。）ができる。この場合において、上場外国会社に対する適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。

(1) 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反したと本所が認め る場合

(2) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと 本所が認める場合

2 上場会社が、過去5年以内に公表措置を受けている場合において、再度、前項に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行うこと（以下「警告措置」という。）ができる。

3 上場会社が、過去5年以内に警告措置を受けている場合において、再度、第1項に該当する場合には、前2項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行うことができる。

(その他の公表措置等)

第14条の9 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条並びに適時開示等規則第20条の3第1項の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

2 企業行動規範に関する規則第5条から第10条までの規定のいずれかに違反した場合又は会社法第331条、第335条、第337条若しくは第400条の規定に違反した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。

(再上場時の引継ぎ)

第14条の10 上場会社が、株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社に対するこの章の規定の適用については、当該上場会社を同項の規定の適用に伴い、上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

第6章 上場有価証券の上場廃止

(上場廃止申請)

第15条 上場有価証券の発行者が、その上場廃止を申請しようとするときは、本所所定の有価証券上場廃止申請書を提出するものとする。

(申請によらない上場廃止)

第16条 上場会社（次条の規定の適用を受ける場合を除く。以下この条において同じ。）の申請によらない上場株券の上場廃止を行う場合には、別添「株券上場廃止基準」によるものとする。

- 2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日後速やかに納入するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、再建計画（同基準第2条第1項第7号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。第19条第2項において同じ。）の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。
- 4 本所は、第2項の審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

(社会資本整備市場の申請によらない上場廃止)

第16条の2 本所の社会資本整備市場の上場株券、優先株及び社債券の発行者の申請によらない社会資本整備市場の上場有価証券の上場廃止を行う場合には、別添「社会資本整備市場上場廃止基準」によるものとする。

2 社会資本整備市場の上場株券、優先株及び社債券の発行者は、社会資本整備市場上場廃止基準第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日後速やかに納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、社会資本整備市場の上場株券、優先株及び社債券の発行者が社会資本整備市場上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、再建計画（同基準第2条第1項第8号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」）をいう。第19条第2項において同じ。)の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。

4 本所は、第2項の審査のため必要と認めるときには、社会資本整備市場の上場株券、優先株及び社債券の発行者に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

(原簿のまつ消)

第17条 本所が上場有価証券の上場を廃止するときは、その上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまつ消する。

第7章 上場有価証券の売買の停止及び停止解除

(売買停止及び停止解除)

第18条 本所が上場有価証券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場有価証券の発行者に通知する。

第8章 上場手数料及び年賦課金等

(上場手数料及び年賦課金等)

第19条 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、別表に定める上場手数料、年賦課金及びT D n e t 利用料を納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2 第1項に規定する審査を申請する際に、第16条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には、再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において、上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。

第9章 雜 則

(日本語又は英語による書類の提出等)

第20条 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所へ提出する書類等については、原則として、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所へ提出する書類等については、日本語による。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が外国法人である場合は、本所が指定する書類等を除き、英語によることができる。
- 2 前項に規定する本所への提出書類等の記載事項のうち、金額に関する事項については、原則として、本国通貨及び本邦通貨（本所が指定

する外国為替相場により換算する。)により表示するものとする。

(法令に基づく電磁的記録等の取扱い)

第21条 法令に基づき電磁的記録が作成されている場合においては、原則として、新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出(法令に基づき作成すべき書類等の写しの提出を含む。以下この条において同じ。)について、当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録されている情報の内容を記載した書面の提出によりこれを行うものとする。

2 前項の規定に基づく電磁的記録又は電磁的記録に記録されている情報の内容を記載した書面を提出した場合の本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、法令に基づき作成された電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、電磁的記録に記録されている情報を当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第22条 第10条第2項の適用を受けて上場した株券又は外国株預託証券等(株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同条第3項による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。)に係る所属部の指定及び指定替え並びに上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券又は外国株預託証券等を当該株券又は外国株預託証券等と引換えに上場廃止となつた株券又は外国株預託証券等と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

(競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第23条 第2条第1項の規定にかかわらず，新規上場申請者は，次の各号に掲げる行為を予定している場合には，当該各号に掲げる行為の区分に従い，当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うことができるものとする。この場合における新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は，本所が定めるところによるものとする。

- (1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

- (2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者は，第3条第1項から第9項まで，第13項及び第3条の2に規定する書類のほか，本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 第1項の規定による競争売買市場への上場申請にあっては，第7条の5第1号及び第7条の6に規定する書類の提出は，第1項各号に定める者が提出するものとする。

4 第1項の規定により競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第4条第1項の規定の適用については，同条第1項第8号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

5 第1項の規定により競争売買市場への上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第4条第2項における「第1項第2号から第4号まで及び第8号」の規定の適用については，株券上場審査

基準第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第24条 第12条の3の2第1項の規定にかかわらず、JASDAQに上場する有価証券は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場市場の変更申請を行うことができるものとする。この場合における上場市場の変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 上場市場の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により競争売買市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第12条の3の2第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場有価証券」とする。

3 第1項の規定により競争売買市場への上場市場の変更申請を行う場合にあっては、第12条の3の2第3項、第4項及び第6項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定により競争売買市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第12条の3の4第1項における「株券上場審査基準第2条及び第4条」の規定の適用については、株券上場審査基準第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「上場市場の変更申請者が発行する株券」とする。

(市場第一部銘柄への指定の申請を行う上場会社が一部指定日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第25条 第13条第1項の規定にかかわらず、上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める会社が発行する株券（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式及び上場優先出資証券を除く。以下この条において同じ。）の市場第一部銘柄への指定の申請を行うことができるものとする。この場合における市場第一部銘柄への指定の申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 一部指定日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 一部指定日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により市場第一部銘柄への指定を申請する場合にあっては、第13条第2項から第4項までに規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

(有価証券の上場に関する必要事項の決定)

第26条 本所は、この規程に定める事項のほか、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券について必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

付 則

本規程は、昭和49年12月6日から施行し、昭和50年1月1日以降上場される株券から適用する。

付 則

本規程は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則(抄)

1 この規程は、昭和50年9月30日から施行する。

付 則

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

付 則(抄)

本規程は、昭和51年11月15日から施行する。

付 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和52年9月30日から施行する。

付 則(抄)

1 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

2 新規上場申請者が銀行、保険会社又は公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社で、かつ資本の額が10億円未満で

ある場合には、昭和58年4月1日以後最初に終了する事業年度以前の事業年度に係る財務計算に関する書類については、第3条第5項の規定にかかわらず、監査報告書又は中間監査報告書の添付を要しないものとする。

付 則

この規程は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、昭和59年11月29日から施行する。
- 2 昭和59年12月31日までに上場される株券及び新株引受権証書の上場手数料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この規程は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成2年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成3年3月1日から施行し、同年4月1日以後開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者から適用する。
- 2 平成3年4月1日前に開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行前に決議があった上場会社の利益準備金の資本組入れに伴う株式の発行及びこの規程施行前に到来した上場会社の最終の

決算期に係る株式配当については、この規程施行後も、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成3年6月14日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年1月28日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年2月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成6年2月10日から施行する。

付 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成7年6月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。

3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

この規程は、平成7年12月1日から施行し、同年4月1日以後開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者から適用する。

付 則

1 この規程は、平成8年1月1日から施行する。

- 2 この規程の施行前に市場第二部特別指定銘柄に指定している上場株券については、施行日において市場第二部銘柄に指定する。
- 3 改正後の第3条第6項第1号の規定は、平成7年4月1日以降に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 市場第二部特則銘柄として新規上場申請する場合においては、第3条第5項に定める有価証券上場申請書に係る監査報告書について、上場申請日の直前事業年度の前事業年度に係る財務諸表が平成8年1月1日前に開始する事業年度に係るものであるときは、当該財務諸表に係る監査報告書の提出を行わないことができる。
- 5 前項の適用を受けようとする新規上場申請者にあっては、「上場申請のための有価証券報告書（　の部）」において、市場第二部特則銘柄として新規上場申請する旨を明記することを要するものとする。

付 則

この規程は、平成8年4月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国投資会社の年賦課金については、施行日以後に終了する事業年度から適用する。

付 則

この規程は、平成8年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成9年8月1日から施行し、同日以後に上場される株券の上場手数料から適用する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前と決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

この規程は、平成9年10月1日から施行し、同日以後に合併契約を締結する本所の上場有価証券の発行者から適用する。

付 則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年6月22日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に市場第二部特則銘柄に指定している上場株券については、当分の間、市場第二部銘柄として取り扱うものとする。
- 3 第3条第2項第8号に規定する「新規上場申請者の経営管理組織の整備・運用及び企業内容等の開示に関する報告書」の提出について、平成10年4月1日以降に開始する事業年度を直前事業年度とする新規上場申請者から適用する。

付 則

この規程は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成11年8月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適用し、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について、改正後の規定を適用することができるものとする。

付 則

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年2月10日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年3月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

この規程は，平成13年7月16日から施行する。

付 則

(施行期日)

第1条 この規程は，平成13年10月1日から施行する。

(自己株式に係る経過措置)

第2条 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず，商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式に係る決議については，なお従前の例により取り扱うものとする。

第3条 削 除

(年賦課金に係る経過措置)

第4条 改正後の有価証券上場規程別表第1（年賦課金）1の規定にかかわらず，この規程施行の日以後の納入期に係る内国株券（当該株券の発行者がJASDAQの上場株券の発行者である場合を除く。以下同じ。）の年賦課金は，当分の間，次の各号に掲げる区分に従い，当該各号に定める金額とする。

(1) この規程施行の日の前日において本所に株券が上場されている上場会社

この規程施行の日の前日における上場株式数のうち

a 1,000万株（この規程施行の日の前日における旧商法上の1単位の株式の数が1,000株以外の場合には，1,000万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え，この規程施行の日の前日において商法等改正法による改正前の単位株制度の適用を受けていなかった場合には，1,000万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下株式数については，それぞれこれに準じて読み替えるものとする。）以下の株式数につき

30万円

- b 1,000万株を超える4,000万株以下の株式数につき
200万株以下を増すごとに 2万4千円
- c 4,000万株を超える1億2,000万株以下の株式数につき
400万株以下を増すごとに 2万4千円
- d 1億2,000万株を超える2億株以下の株式数につき
1,000万株以下を増すごとに 2万4千円
- e 2億株を超える10億株以下の株式数につき
1億株以下を増すごとに 2万4千円
- f 10億株を超える20億株以下の株式数につき
2億株以下を増すごとに 2万4千円
- g 20億株を超える株式数につき
4億株以下を増すごとに 2万4千円

(2) この規程施行の日以後に本所に株券が新規上場された上場会社
(この規程施行の日前に上場申請された場合に限る。)

前号の規定(ただし、「この規程施行の日の前日における上場株式数」とあるのは「新規上場に係る上場日における上場株式数」と読み替える。)により算出した金額とする。

(3) この規程施行の日以後に上場申請され本所に株券が新規上場された上場会社

第1号の規定(ただし、「この規程施行の日の前日における上場株式数」とあるのは「上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)」と読み替える。)により算出した金額とする。

$$\text{「投資単位調整後上場株式数」} = \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50\text{万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日

の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし，上場日の本所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には，上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し，本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には，当該日の本所の最終価格を用いて計算する。

付 則

- 1 この規程は，平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は，新株予約権付社債とみなして，改正後の規定を適用する。

付 則

この規程は，平成14年5月13日から施行する。

付 則

この規程は，平成14年12月16日から施行する。

付 則

- 1 この規程は，平成15年1月1日から施行し，改正後の第3条第1項第8号の規定は，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず，平成14年10月末日前に上場株券の市場第一部銘柄指定基準第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社については，なお従前の例による。

付 則

この規程は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規程は，平成15年2月1日から施行する。

付 則

この規程は，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は，平成15年4月2日から施行する。

付 則

1 この規程は，平成15年5月8日から施行する。

2 上場会社が，この規程の施行日前に再建計画（株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に規定する「本所が適當と認める再建計画」をいう。）を開示している場合には，改正後の第16条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出することにより，当該再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において，上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。ただし，当該提出日前に到来した納入期に係る上場手数料及び年賦課金については，免除しない。

付 則

この規程は，平成16年8月2日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者又は市場第一部銘柄への指定を申請する者から適用する。

付 則

1 この規程は，平成17年2月1日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

2 この規程施行の日前に上場申請を行った新規上場申請者は，改正後の第7条の5第1号に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに（同日までに本所が上場承認していない場合は，本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において，当該新規上場申請者は，当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に

供することに同意するものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、本所が定める日（平成17年12月5日）から施行する。

付 則

1 この規程は、平成18年3月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

2 この規程施行の日（以下「施行日」という。）前に株券（外国株券を除き、社会資本整備市場への上場申請を行った新規上場申請者にあっては、債券を含む。）の上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第7条の6に規定する報告書を平成18年5月31日までに（同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。次項において同じ。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 施行日において現に上場されている株券（外国株券を除き、社会資本整備市場に上場されている場合には債券を含む。）の発行者は、改正後の第7条の6に規定する報告書を平成18年5月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

1 この規程は、平成18年5月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この規程施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

3 施行日前に定時総会の招集の手続きが開始された場合又は取締役会

の決議（委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われた場合における当該定時総会又は取締役会（委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）による改正前の第3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議、自己株式処分等決議及び自己株式消却決議は、それぞれ改正後の同号に規定する自己株式取得決議、自己株式処分等決議及び自己株式消却決議とみなし、施行日前に株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書が作成された場合における当該契約書に基づく自己株式の移転に係る改正前の第3条第2項第6号に規定する自己株式処分等決議は、改正後の同号に規定する自己株式処分等決議とみなす。

- 4 改正後の第3条第7項第1号及び第2号の規定にかかわらず、施行日前に終了する事業年度に係る財務諸表、連結会計年度に係る連結財務諸表、中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、なお従前の例による。
- 5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項第6号の2及び第12条の3第4項の規定は、この規程の施行日以後申請を行う者から適用する。

付 則

この規程は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第6項から第8項まで及び第7条の5第2号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第5項第5号iの規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 改正後の第3条第2項第9号の3及び同条第3項第1号の規定は、施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この規程は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から過去5年以内に、改正前の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第14条の8第1項に規定する公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は改正後の同項に規定する公表措置及び改正後の第14条の8第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。
- 3 改正後の企業行動規範に関する規則第7条の規定への違反に係る第5章の2に規定する措置の適用は、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第7条の5の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この規程は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月31日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成23年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の9第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(注) 改正前の第14条の9第1項の規定は、次のとおり。

第14条の9 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成24年5月28日から施行する。
- 2 改正後の第12条の3の3から第12条の3の5まで及び第24条の規定は、この規程施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場市場の変更申請を行う上場市場変更申請者の審査から適用する。
- 3 改正後の第13条の2の規定は、施行日以後に市場第一部銘柄の指定の申請又は上場申請を行う株券の発行者の審査から適用する。

- 4 改正後の第23条の規定は，施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。
- 5 改正後の第25条の規定は，施行日以後に市場第一部銘柄の指定の申請を行う上場株券の発行者の申請の審査から適用する。

付 則

この規程は，平成25年1月1日から施行する。